

上野公園拡張事業 募集要項等に関する第2回質問

募集要項に関する質問への回答

No	本編	別紙	頁	1.	1.1	1.1.1.	(1)	a	①	ア	i	項目等	質問内容	回答
1	○		5	2.	2.1	2.1.6						事業方式	構成企業が参加資格登録と異なる業務の再委託先となることは可能でしょうか。	可能です。
2	○		8	2.	2.1	2.1.11						提案施設について	民間収益事業・自主事業に関しては、事業者にリスクがあるとの記載であるが、提案施設はどうか確認したい。	自主事業以外、民間収益施設以外の施設と同様です。ただし、関係法令については遵守の上で提案してください。
3	○		15	2.	2.2	2.2.8	(3)					使用料	表2-6の参考金額の欄に「世田谷区行政財産使用料条例施行規則に準じた減額:5割」とありますが、施行規則のどこから読み取れる内容なのでしょう。	世田谷区行政財産使用料条例施行規則別表(第4条関係)5の4が該当します。
4	○		16	2.	2.3							事業スケジュール	什器・備品の設置、調整時期について、施設引き渡し日までに設置を行い、調整については開園準備期間に行うという考えでよろしいでしょうか。	調整は建設業務の完了検査までに行ってください。
5	○		16	2.	2.3							表2-7※5	体育館の計画通知が下りる前に体育館の山留を含む一次造成工事を準備工事として着手することが可能でしょうか。	一般財団法人建築行政情報センター発行の「建築確認のための基準総則・集団規定の適用事例」では、山留め工事は工事着手とあるため、確認済証の交付を受ける前の着手は不可です。地盤調査のための掘削・ボーリング、整地、仮囲いの設置、現場事務所設置、既存施設の撤去、建設資材・機械の搬入等着工に該当しない行為については確認済証の交付を受ける前に着手可能です。着工に該当しない整地の範囲や程度など、建築基準法等法令に係る判断は、まず、設計を行う建築士の判断になります。なお、必要に応じて、民間の指定確認検査機関等への確認や相談を行ってください。
6	○		23	3.	3.6							民間収益施設の実施業者または設置管理許可者の変更	入札参加資格申請～基本協定締結までの期間、『やむを得ない場合、変更・追加は可能』と記載がございますが、基本契約締結以降はどのようにお考えでしょうか？	資格・能力等の面で支障がないと本区が判断した場合には、追加及び変更を可能とします。

上戸公園拡張事業 募集要項等に関する第2回質問

募集要項に関する質問への回答

No	本編	別紙	頁	1.	1.1	1.1.1.	(1)	a	①	ア	i	項目等	質問内容	回答
7	○		30	5.	5.4							提案限度額	第1回募集要項に関する質問への回答No.48にて、基本契約締結予定時までの物価変動見込相当額を含んだ提案価格を令和8年5月に提示し、令和8年12月の基本契約締結時点で、既に提案価格との乖離が発生している場合であっても、実際の物価変動額を考慮した協議は行わない旨の質疑回答をいただきました。提案価格に見込む物価変動見込相当額については、提案時点で事業者が想定しうる範囲のものであり、予期せぬ経済事情の激変や物価上昇等により、基準となる基本契約締結時点でのサービス対価について、提案価格とすることが適当でないと認められる場合には、改正建設業法の趣旨を鑑み、適正な対価の設定のために当該時点までの実際の物価変動額も考慮し、建設工事請負契約締結時のサービス対価の改定について、改めてご協議いただけますでしょうか。	募集要項等に記載している以外の方法による改定は行いません。
8	○		30	5.	5.4							予算の振分け	運営事業者がトレーニング器具の更新を行う場合、運営業務費内で更新費をみてもよいでしょうか。	良いです。
9	○		37	7.	7.3							契約金額	第1回募集要項に関する質問への回答No.69にて、「要求水準書の変更を伴わない設計変更については、サービス対価改訂の対象とはならない」旨の質疑回答をいただきましたが、要求水準書の変更以外であり、設計の深度化に伴う工事の追加又は変更等により、サービス対価を変更する合理的な理由がある場合については、建設業務のサービス対価の改訂の対象としてご協議いただけますでしょうか。	要求水準、提案内容を満たしている仕様等を本区からの指示により変更する場合、協議の対象とします。
10		1	42	3.			(2)		②	イ	i	建設業務のサービス対価の改定	「事業者は、基本契約の締結までに、見積等による改定を希望する品目、提案金額に係る当該品目の単価を工事費内訳書(様式自由)に記載し、当該単価の根拠資料(事業者見積、メーカー見積、カタログ、刊行物等)を添付したうえで、本区に提出し、協議するものとする。」とありますが、提出する工事費内訳書は、見積等に基づく改定を希望する品目のみの内訳書を提出すればよろしいでしょうか。	良いです。
11		2	53									工期遅延	近隣からの要望等により施工条件が変わり工期が延長となった場合には、別紙2リスク分担表のNO45に該当するという考えでよろしいでしょうか。	リスク分担表No.17、18の住民対応に該当します。

上用賀公園拡張事業 募集要項等に関する第2回質問

募集要項に関する質問への回答

No	本編	別紙	頁	1.	1.1	1.1.1.	(1)	a	①	ア	i	項目等	質問内容	回答
12												付帯事業の解約撤退	付帯事業実施協定後に解約・撤退した場合は使用料の1年分を違約金として請求されるとの記載がございますが、提案書提出～付帯事業実施協定締結までに撤退した場合の対応はどのようにお考えでしょうか？	提案書提出から優先交渉権者の決定及び公表までの期間については、残存する企業によって参加資格要件を満たすことができず、提案内容の履行ができなくなる場合は、基礎審査項目未達として失格になります。 優先交渉権者の決定及び公表から基本協定の締結までの期間については、提案内容によっては次点候補者と交渉することがあります。 基本協定の締結以降付帯事業実施協定締結までの期間については、区に生じた損害額の賠償を請求することを想定しています。 なお、付帯事業実施企業が撤退し、代わりの実施企業を確保する場合の考え方は募集要項(p.23)に記載のとおりです。
13												設置管理許可者が建物を売却した際の対応	『設置管理許可者が変更せず、建物を譲渡することは可』と第一回質疑P50 No.8に記載がございますが、売却後も区へ地代を納税する者は当初設置管理許可を受けた者でしょうか。	建物所有者の変更があった場合、変更後の所有者から改めて設置管理許可申請のうえ、許可を再度付与します。上用賀公園拡張事業 募集要項等に関する第1回質問 付帯事業の実施に係る協定書(案)に関する質問への回答に誤りがありました。

上野公園拡張事業 募集要項等に関する第2回質問

要求水準書に関する質問への回答

No	本編	添付資料	閲覧資料	頁	第1章	第1節	1.	(1)	1)	ア	a	項目等	質問内容	回答
1	○			16	第1章	第4節	12.	(2)				モニタリング期間	募集要項等に関する第1回質問(16/53頁・NO.12)にて、「モニタリング期間については、設計内容や提出書類の作成状況によるため、具体的にお示しすることはできません」とありますが、全体スケジュール作成にあたり、モニタリング期間は必要となります。目安でもお示しただけないでしょうか。	具体的な期間をお示しすることはできませんが、設計図書確認のやり取りを基本設計時、実施設計時でそれぞれ3回程度行うことを想定しています。
2	○			18	第1章	第4節	13.					事業スケジュール(予定)	「工事に早期に着手し、施工計画の効率化や公園一部先行供用の円滑な実現を図るため、準備工事や先行供用部に係る工事(以下「準備工事等」という。)を先行的に別途契約する提案を可とする。」とありますが、本工事の長納期品がある場合には、材料発注のみ準備工事等先行契約に含めることは可能でしょうか。	先行的に発注する必要がある場合は可能です。
3	○			18	第1章	第4節	13.					事業スケジュール(予定)	先行的に別途契約ができる準備工事や先行共用部に係る工事について具体的に教えていただきたい。体育館の造成工事も準備工事に含めることはできるか。	【前段】準備工事に含めることができるのは、先行的に着手する必要がある工種に限ります。また、建築物等については確認済証交付後の着工になります。 【後段】体育館エリアの工事に着工するためには、確認済証の交付を受ける必要があります。地盤調査のための掘削・ボーリング、整地、仮囲いの設置、現場事務所の設置、既存施設の撤去、建設資材・機械の搬入等着工に該当しない行為については確認済証の交付を受ける前に着手可能です。着工に該当しない整地の範囲や程度など、建築基準法等法令に係る判断は、まず、設計を行う建築士の判断になります。必要に応じて、民間の指定確認検査機関等への確認や相談を行ってください。
4	○			24	第1章	第8節						業務実施体制	施設整備に係る総括責任者について、お考えになられている具体的な役割・業務についてご教示ください。	本事業のうち、施設整備に係る設計業務、建設業務、工事監理業務にまたがる各種調整・管理、区との調整・管理等を想定しています。
5	○			24	第1章	第8節						業務実施体制	施設整備に係る総括責任者については、基本契約締結後に速やかに選任・配置する考えでよろしいでしょうか。また設計段階、施工段階等で、総括責任者を変更することは可能でしょうか。	【前段】お見込みのとおりです。 【後段】事前に本区に通知し、承諾を得ることを条件に可能です。
6	○			29	第2章	第2節	1.	(3)	1)		e		体育館の地階部分には、ドライエリア等、外気に触れる部分を最大限とることによって、採光と換気に十分留意し、湿気対策を十分に講じること。とありますが、地階部分と記載がある個所は、地中に埋まっている1階北側部分と考えてよろしいでしょうか。	良いです。
7	○			30	第2章	第2節	3.	(2)					NearlyZEB達成するための、創エネ(太陽光パネル等)の設置場所は公園内であればよいでしょうか？	良いです。
8	○			31	第2章	第2節	4.						事業予定地は、災害時には広域避難場所として指定されているため、発災直後は、公園利用者及び周辺住民の多くの避難が想定されるが、避難者数の想定はしていますでしょうか。	馬事公苑・東京農業大学一帯で約11万人の想定避難者数を見込んでおりますが、当公園敷地内に限定した避難者人数は想定しておりません。

上用賀公園拡張事業 募集要項等に関する第2回質問

要求水準書に関する質問への回答

No	本編	添付資料	閲覧資料	頁	第1章	第1節	1.	(1)	1)	ア	a	項目等	質問内容	回答
9	○			31	第2章	第2節	4.						防災広場を主に警察・消防・自衛隊の活動拠点として活用を想定しているが具体的に災害後のフェーズに合わせた具体的な運用計画はありますか。	防災広場に関する具体的な運用計画については今後の検討となります。
10	○			38	第2章	第3節	2.	(3)	7)		b	wifi	第1回目の質疑回答にて、「インターネットの接続やwifiは貴区にて事業者を選定」という回答がございました。施設利用者が使用する無料wifiは貴区の負担にて契約・設置するという認識でよろしいでしょうか。	良いです。
11	○			44	第2章	第3節	4.	(1)	1)		f		f 競技大会等の利用に配慮し、選手・スタッフ用通路と利用者動線を明確に区分すること。と記載がありますが、出入口やロビー、廊下、トイレ、更衣室など、ある一定のエリアまでの共用は許容すると考えてよろしいでしょうか。	良いです。
12	○			56	第2章	第4節	1.	(2)			d	電気設備	多目的広場の屋外照明について、条例に記載はありませんが、事業者側で照明料金を提案してもよろしいでしょうか。もしくは、夜間利用の場合は、照明料金を含めた利用料金を設定することも可能でしょうか。	【前段】可能です。 【後段】可能です。ただし、多目的広場の利用料金と夜間照明の利用料金の区分は明示してください。 【共通】多目的広場の夜間照明は世田谷区立上用賀公園運動場条例第19条第3項に規定する附帯設備という扱いになるため、利用料金の設定にあたっては上限を200,000円とした上で、区長の承認を得る必要があります。
13	○			60	第2章	第4節	3.	(3)	1)		b		45m以上×56m以上の広さとあるが、フットサルコート1面当りの寸法基準はどの程度でしょうか。また、45m以上×56m以上はフェンス等を含まない有効寸法でしょうか。	【前段】正規サイズとなる縦38m～42m、幅20～25mです。 【後段】フェンス、4方向2m程度の余白及び応援・観覧スペースを含めることを想定しています。
14	○			62	第2章	第4節	3.	(4)	3)			子ども広場	音が出るような遊具は設置可能か。	可能です。ただし、設置場所については留意してください。
15	○			62	第2章	第4節	3.	(5)	1)		c		マンホールトイレ5基の必要数の根拠はありますか。	各指定避難所にはマンホールトイレを基本的に10基設置しています。当公園は指定避難所ではないため設置数の基準はありませんが、既存の上用賀公園に既に5基設置していることから、プラス5基設置し指定避難所の設置数と合わせることにいたしました。
16	○			62	第2章	第4節	3.	(5)	1)		c		防災井戸1基の設置について、マンホールトイレ用以外の活用方法を想定して良いでしょうか。	防災井戸は主にマンホールトイレで使用することを想定しておりますが、災害時を除きその他の活用方法を検討いただくことは問題ございません。
17	○			62	第2章	第4節	3.	(5)	1)		e		夜間活動のための必要照度について、想定している具体的な夜間活動はありますか。	具体的な想定はありませんが、夜間も警察・消防・自衛隊の部隊等の広域活動拠点と災害時の避難活動・活動拠点として活用することを想定した照度としてください。

上野公園拡張事業 募集要項等に関する第2回質問

要求水準書に関する質問への回答

No	本編	添付資料	閲覧資料	頁	第1章	第1節	1.	(1)	1)	ア	a	項目等	質問内容	回答
18	○			62	第2章	第4節	3.	(5)	1)			防災広場	東京都もしくは世田谷区のヘリポート設置基準に関する基準となる資料があれば、お示ください。 また近隣への説明範囲等に関する基準もあればお示下さい。	航空法、防災公園の計画・設計・管理運営ガイドライン(国土交通省)等、関係する法令等をご参照ください。
19	○			62	第2章	第4節	3.	(5)	1)		d	防災広場	ヘリポートの離着陸地帯の確保にあたり、具体的な設置基準や必要法令等についてどのようなものを参考とすればよいか。	No.18の回答を参照してください。
20	○			62	第2章	第4節	3.	(5)	1)		d		ヘリの進入角等に関する基準はかからないと考えてよろしいでしょうか。	進入角においては航空法第79条但し書きの規定による許可事務における但し書きを準用し計画することを想定しています。
21	○			65	第3章	第1節	1.					業務の対象範囲	第1回要求水準書に関する質問への回答No.2にて「なお、地下埋設物の撤去解体費および既存擁壁の撤去解体更新費は事業者の負担となりますが、あらかじめ想定し得ない地下埋設物および既存擁壁状況の顕在化による対応費用については区の負担とします。想定範囲の取扱いについては検討のうえ、別途お示しします。」との回答がありましたが、想定範囲の取扱いについてはいつ頃公表される予定でしょうか。	令和8年1月15日に公表済みです。
22	○			65	第3章	第1節	1.					業務の対象範囲	地下埋設物及び既存擁壁の対応費用の取り扱いについて、募集要項等に関する第1回個別対話(14/33頁・NO.44)にて、「想定範囲の取扱いについては検討の上、別途お示しします」とありますが、公表時期をご教示ください。	令和8年1月15日に公表済みです。
23	○			70	第3章	第3節	1.				a	既存樹木	既存樹木について「資料11 樹木調査結果」の総評で記載されている内容で、枯れ枝処置や被害が著しい樹木の早急に対処したほうが良いとされているものに関して、これまで区のほうで対処されているか。	「閲覧資料2事業予定地現況測量図」に最新の樹木一覧「7-2樹木一覧表」がありますので、樹木の状況をご確認ください。
24	○			70	第3章	第3節	1.				a	既存樹木	既存樹木を伐採した場合、その発生材を場内再利用ができるという認識で問題ないか。その場合、手続きや申請などは必要か。(自治体により廃棄物の扱いなどの観点で不可の場合がある。不法投棄とみなされた事例がある)	発生材を再利用する旨を設計に組み込めば差し支えありませんが、場外へ一度搬出するなど、再利用の形態によっては、廃棄物処理法等に抵触する恐れがあります。再利用する目的・時期及び方法など、事前に区へ協議をお願いします。
25	○			94	第5章	第6節						公園等維持管理業務	第1回目の質疑回答にて、「ゴミ箱を設置する計画とする場合は、計画内容を事前に区に協議願います」とありますが、協議する時期は受託後の供用開始前という認識でよろしいでしょうか。	良いです。

上用賀公園拡張事業 募集要項等に関する第2回質問

要求水準書に関する質問への回答

No	本編	添付資料	閲覧資料	頁	第1章	第1節	1.	(1)	1)	ア	a	項目等	質問内容	回答
26	○			97	第5章	第8節	1.					1. 防犯・警備業務について	開館・開場時間の内外における有人警備については、警備員(有資格者)を配置することが必須となりますでしょうか。	資格は必須ではないと想定していますが、法令等に基づいて、適切な人員を配置してください。
27	○			114	第6章	第5節		(3)			b	駐車場の安全管理業務	混雑が予想される再開やイベント開催時には、路上誘導員を配置することありますが、区及び財団が主催(共催)する大会・イベントの年間の想定回数をご教示ください。	想定回数をお示しすることはできません。要求水準書添付資料「資料5 既存体育施設稼働状況」を参考にしてください。
28	○			114	第6章	第5節		(3)			b	駐車場の安全管理業務	誘導員及び路上誘導員は有資格者を配置することが必要か。	誘導員については不要、路上誘導員を配置する場合には、警備業法の2号警備として実施することを想定していますが、法令等に基づいて、適切な人員を配置してください。
29	○			114	第6章	第5節		(6)			b	臨時駐車スペース運営業務	区民スポーツ大会の他、現在想定している臨時駐車場の設置が必要となる大会・イベントの年間回数をご教示ください。	想定回数をお示しすることはできません。要求水準書添付資料「資料5 既存体育施設稼働状況」を参考にしてください。
30			○ 条例									別表第2	体育館内の多目的室(大・小)について、個人利用の料金設定が確認できませんが、稼働率向上のために個人利用(卓球等)を実施することは可能でしょうか。 また、実施が可能な場合、貴区が定めるアリーナの個人利用料金と金額を統一する必要はありますでしょうか。	【前段】世田谷区立上用賀公園運動場条例別表第2(第19条、第22条関係)で個人利用の料金設定をしています。 【後段】金額を統一する必要はありません。

上用賀公園拡張事業 募集要項等に関する第2回質問

優先交渉権者選定基準に関する質問への回答

No	本編	別紙	頁	1.	I	(1)	①	項目等	質問内容	回答
1		2		1.		(3)	②	地域企業の活用	募集要項等に関する第1回質問(31/53頁・NO.9)にて、C(その他業務の再委託又は下請けを担う区内業者)について、「事業者数に応じて加点します」とありますが、あくまでも上限は「4者以上:8点」という理解でよろしいでしょうか。	良いです。
2		2		2.		(6)	②	ア	Nearly ZEB以上の実現に対する提案とありますが、ZEB ready以上の誤記ではないでしょうか。	誤記ではありません。ZEBReadyの達成は要求水準上、必須であるため性能評価の対象とはなりません。 提案段階での精緻な数値化は困難であるため、評価対象は要求水準を上回っていることが明確であるNearly ZEB以上の提案に限るものとし、ZEB Readyを超えるがNearly ZEB未満である提案は性能評価の対象としません。
3		2		6.		(4)		地域連携業務に係る事項	公園運営の中心的な役割としての中間支援業務の実績がある者と記載がありますが、実績事例を記載する認識でよろしいでしょうか	㊦について実績事例に加え、配置するコーディネーターの資格等を記載してください。

上用賀公園拡張事業 募集要項等に関する第2回質問

様式集及び作成要領に関する質問への回答

No	書類名	様式 番号	I	(1)	1)	①	項目等	質問内容	回答
1	Ⅱ 提案審査 提案審査に係る 提出書類の構成	I-13 I-16						平面詳細図、内観イメージパースについて、下記の諸室を含むよう作成すること・・・との記載がありますが、列記されていない諸室の図面やパースについても提出可能で、提出した内容に応じて評価すると考えてよろしいでしょうか。また、諸室ごとにパースは1枚までといった制限はないものと考えてよろしいでしょうか。	【前段】作成対象としていない諸室の図面やパースについても作成・提出することは差し支えありませんが、評価の対象は作成対象とした諸室となります。 【後段】良いです。
2	様式集(エクセル 編)	I-23					什器・備品リスト(体育館)	様式集(ワード編)＜提案審査に係る提出書類の構成 4/5＞において、体育館の什器・備品リストの様式番号はI-22となっております。様式集(エクセル編)のシート名及び左上の題名(I-23)は誤記ではないでしょうか。	ご指摘のとおりです。様式集(エクセル編)を修正します。
3	設計・建設・工事 監理業務費見積 書(体育館内訳)	J-1-3	Ⅱ			③	(7)環境配慮 工事(ZEB化 対応)	「※ZEB Ready 以上に適合する施設とするために特別に導入した設備機器等があれば記載して下さい。」とありますが、新規に導入したものでなく機器の仕様UP等については、その分のみの金額算出が困難となるため、(1)～(6)に含む考えでよろしいでしょうか。	良いです。
4	設計・建設・工事 監理業務費見積 書(体育館内訳)	J-1-3	Ⅱ			③	(10)提案施 設(任意)	提案施設の工事金額算出について、具体的な工事区分(特に空調設備工事、衛生器具設備工事の区分け)を、ご教示ください。	提案施設の工事費内訳は例示ですので、提案する提案施設の内容に応じて適宜変更(追加・削除)のうえご記入ください。提案施設を複数提案する場合は、提案施設毎に工事費内訳をご記入ください。工事費内訳を記載することが難しい場合は、提案施設毎に一式とすることも可とします。

上用賀公園拡張事業 募集要項等に関する第2回質問

基本契約書(案)に関する質問への回答

No	頁	第1章	条	1	(1)	項目等	質問内容	回答
1	13			1		別紙3 建設業務の請負代金額の契約上限金額の算定方法	第1回基本契約書(案)に関する質問への回答No.13にて、「要求水準書の変更を伴わない設計変更については、サービス対価改訂の対象とはならない」旨の質疑回答をいただきましたが、要求水準書の変更以外であっても、基本設計及び実施設計業務を進めるにあたり、設計の深度化に伴う工事の追加又は変更等により、サービス対価を変更する合理的な理由がある場合については、建設業務のサービス対価の改訂の対象としてご協議いただけますでしょうか。	要求水準、提案内容を満たしている仕様等を本区からの指示により変更する場合、協議の対象とします。
2	13			1	(1)	別紙3 物価指数に基づく改定	第1回基本契約書(案)に関する質問への回答No.14にて、基本契約締結予定時までの物価変動見込相当額を含んだ提案価格を令和8年5月に提示し、令和8年12月の基本契約締結時点で、既に提案価格との乖離が発生している場合であっても、実際の物価変動額を考慮した協議は行わない旨の質疑回答をいただきました。 提案価格に見込む物価変動見込相当額については、提案時点で事業者が想定しうる範囲のものであり、予期せぬ経済事情の激変や物価上昇等により、基準となる基本契約締結時点でのサービス対価について、提案価格とすることが適当でないと認められる場合には、改正建設業法の趣旨を鑑み、適正な対価の設定のために当該時点までの実際の物価変動額も考慮し、建設工事請負契約締結時のサービス対価の改定について、改めてご協議いただけますでしょうか。	募集要項等に記載している以外の方法による改定は行いません。
3	14			1	(2)	別紙3 見積等に基づく改定	第1回基本契約書(案)に関する質問への回答No.16にて、基本契約締結予定時までの物価変動見込相当額を含んだ提案価格を令和8年5月に提示し、令和8年12月の基本契約締結時点で、既に提案価格との乖離が発生している場合であっても、実際の物価変動額を考慮した協議は行わない旨の質疑回答をいただきました。 提案価格に見込む物価変動見込相当額については、提案時点で事業者が想定しうる範囲のものであり、予期せぬ経済事情の激変や物価上昇等により、基準となる基本契約締結時点でのサービス対価について、提案価格とすることが適当でないと認められる場合には、改正建設業法の趣旨を鑑み、適正な対価の設定のために当該時点までの実際の物価変動額も考慮し、建設工事請負契約締結時のサービス対価の改定について、改めてご協議いただけますでしょうか。	募集要項等に記載している以外の方法による改定は行いません。

上用賀公園拡張事業 募集要項等に関する第2回質問

付帯事業の実施に係る協定書(案)に関する質問への回答

No	別紙	頁	第1章	第1節	条	1	(1)	項目等	質問内容	回答
1		2	第2章		7	1		(事業内容の変更)	基本契約締結以降、『基本、用途変更はできないが、やむを得ない場合、6カ月前報告・変更』と記載がございますが、提案書提出～基本契約締結までの期間に関してはどのようにお考えでしょうか。	提案書提出から優先交渉権者の決定及び公表までの期間については、残存する企業によって参加資格要件を満たすことができず、提案内容の履行ができなくなる場合は、基礎審査項目未達として失格になります。 優先交渉権者の決定及び公表から基本協定の締結までの期間については、提案内容によっては次点候補者と交渉することがあります。 基本協定の締結以降付帯事業実施協定締結までの期間については、区に生じた損害額の賠償を請求することを想定しています。 なお、付帯事業実施企業が撤退し、代替りの実施企業を確保する場合の考え方は募集要項(p.23)に記載のとおりです。
2		3	第2章		9			(設置管理許可等の付与)	設置管理許可5年を満了の末、次期更新を行わなかった場合の違約金の対応はどのようにお考えでしょうか。	付帯事業の実施に係る協定書(案)第12条第3項に記載のとおり、設置管理許可に伴う使用料1ヶ年分に相当する金額を違約金として請求するものとします。また、同条第4項に記載のとおり区に生じた損害額が前項に規定する違約金の額を超える場合、区がその超過分について付帯事業実施企業に賠償を請求することを妨げるものではありません。